

第十三回
国会

参議院地方行政委員会會議録第二十一号

昭和二十七年四月一日(火曜日)午前十一時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君

理事 中田 吉雄君

委員 岩澤 忠恭君
石村 幸作君
岡本 愛祐君
館 哲二君
若木 勝蔵君
石川 清一君

政府委員 地方財政委員長 荻田 保君
地方自治局長 藤野 繁雄君
事務局長 常任委員 福永興一郎君
会専門員 常任委員 武井 群嗣君
会専門員 会専門員

説明員 地方自治庁 公務員課長 佐久間 豊君

本日、先般大臣から説明を聞きまし

た町村職員恩給組合法案以下、公報

に掲げてございます四つの法案につき

事務当局から説明を聞きますが、その

前にお諮りいたしておきますが、御承

知の通り、海上保安庁法の一部を改正

する法律案が内閣委員会に付託されて

おります。本日向うでは連合委員会

を開催したいという申込がございま

したので、連合に参加することを御決定

願いたいと思ひます。さよう取計らい

まして御異議ございませぬか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) それでは本

日午後一時より内閣との連合委員会を

開催いたします。

又、同様に、内閣委員会に警察予備

隊令の一部を改正する等の法律案が付

託されておりますので、これにつきま

しても海上保安庁法の一部改正法律案

と同様に、連合委員会を開くことにい

たしたいと思ひますが、これはまだ向

うから正式の話はございませぬが、付

託されておりますから、これも同様に

扱いたいと思ひますが、御異議ござい

ませぬか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○岡本愛祐君 この際、皆さんにお諮

りを願ひたいと思ひます。それは今会

期におきまして、選挙法の特別委員会

を設けるや否や、各会派の間にいろいろ

御意見があつたようであります。と

ころが、昨日の議院運営委員会におき

まして、結団選挙法の特別委員会は今

国会においては設けないうことに

決定をしたのであります。そこで特別

委員会がでないならば、当然この委

員会において、所管事項でありますか

ら、今後馬力をかけて審議をして頂

きたいと思ひます。そこで私、提案いた

したいことは、先ず衆議院のほうでイ

ギリスに選挙視察に行つたり何かいた

しまして、改正案を作つていろいろイ

あります。それと政府の選挙制度調査

会におきましていろいろ調査をいたし

まして、一つの改正案を持つていろそ

うであります。そういうものをお取り

寄せ頂いて、そうして現行の公職選挙

法との比較表を作りまして、改正しな

いところは必要ありませんが、改正を

するところについて、現行法と、それ

から衆議院のと、政府の選挙制度調査

会のと比較表を、先ず作つて頂きた

いと思ひます。その点をお諮り頂きた

いと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 只今お聞き

及びの通り、岡本委員より選挙法改正

の問題につきまして現行法、衆議院の

案並びに選挙制度調査会の案を表明し

て、審査の資料を作成してもらいたい

というお話がございしましたが、それは

御尤ものことと存じますから、専門員

室で作成いたしまして、成るべく早く

お手許に差上げたと思ひます。速記

をとめて

【速記中止】

○委員長(西郷吉之助君) それでは速

記を開始して頂きます。

それでは、これより先般大臣の提案

理由の説明だけを聞きまして町村職員

恩給組合法案以下三法案につきまし

て、事務当局の説明を求めます。

○政府委員(荻田保君) それでは地方

財政法の一部を改正する法律案につ

きまして逐條的に御説明を申し上げます。

地方財政法を改正いたします趣旨は

二つございまして、一つは寄附金、国

及び地方公共団体の行います寄附金

の制限という事項、第二点は、国費と

地方費で地方団体が支出いたします

経費、それを負担する寄附分担の方

法というふうな問題につきまして、

いよいよ負担区分の問題、この点に

ついての改正、この二点でございま

す。

先ず第四條におきまして、今申しま

した第一点の寄附金の問題を取扱つて

おります。それで先ず従来の、現行法第

四條の三項におきまして、地方団体が

寄附金を住民に割当てて強制的に徴収

するようになつてははげしいとい

う規定を、先般の改正の際、挿入したの

でございしますが、なお、その後の状

況等を見ますと、公共団体の行いま

する寄附金の募集のほかに、国の行政

機関が行います寄附金が、税と同じよ

うな意味におきまして住民の負担にな

つていふ点がございますので、

これを改正したいという考えでござい

ます。それで第四條の第三項にござい

ました規定を削除いたしまして、新た

に第四條の二という條項を起し、ま

して、この点をばつきり書いてありま

す。「国」、この意味は、国家行政組織

法によつて設置されておりますい

ゆる地方の出先機関的なもの、それか

ら或いは裁判所等、すべての、広い意

と地方とが負担する割合をきめる。こういう考えであつたのであります。これは先般の二十五年の税制及び財政を通じて改革によりまして、一応地方公共団体が負担する事務はすべて地方公共団体が負担する経費と考える。そうして、それに対しては、国が全部を引くためまして平衡交付金制度によりまして最終的の保障をする。ただ、奨励的な意味において国が補助金を出すということは、これは依然として残して置く。こういう考えであつたのであります。なお、そういう考え方が徹底いたしません。一部はやはりこれは地方団体が義務的な負担として当然行ななければならぬけれども、やはり国が一部を負担してやつたほうが、その仕事の円滑な運営を期するのにはいいだろうという意味におきまして、相当数の補助金が、申ししますよりも、むしろ負担金に相当するものが残つたのであります。で、事實はそうなつておつたのであります。が、法律の規定といたしましては従来ございまして負担区分の規定を一時停止してあつたのであります。で、これが今度一、二年の経験によりまして相当固まりましたので、根本を変えて、負担区分の考えをはつきりしたいという考えでございまして、先ず第九條におきまして、これはすべて地方公共団体又は地方公共団体の機関、つまり選挙委員会であるとか、地方公共団体の機関が、この事務を行うために要します経費は、当該地方公共団体が全額これを負担する。もうはつきりと原則は地方公共団体が負担するに要する経費は、全部地方公共団体が負担するという原則をはつきり書きまして、ただ

次に四つの例外だけを認めまして、これにつきましては国が一部負担をする。こういう恰好にしたわけでございます。つまり、もう原則は、いやしくも地方公共団体が行う以上は、地方公共団体が全額地方財政を以て負担するということにはいたしたわけでございます。例外の第一といたしましては、第十條であります。これは地方公共団体が負担するけれども、併しその事務は国と地方公共団体相互の利害に關係がある、而もその事務がまだ地方公共団体の事務として十分に溶け込んでいないというような仕事でありまして、従つて円滑な運営を期するためには、国が進んでこの経費を負担するといふことが適當であると、こういうふうな認められる事務でございまして、ここに生活保護以下二十三の項目が掲げてございまして、これを制限列挙の工合に書いてございまして、これにつきましては国が全部又は一部のものを負担する。これは従来ございまして、大体いゆる負担区分といたしまして持つておつたような仕事でございまして、第一の生活保護に要する経費、これが一番金額的には大きいのでございまして、以下保健所その他、ずつと並んでおるわけでございます。それから次に、十條の二におきまして、公共事業関係のものを挙げてあります。公共事業ににつきましては、それぞれこれを事務別に分けまして原則に従えばよいわけでありまして、原則に公共事業、ここでは建設事業という名前に変えまして、公共事業という言葉は誤解を生じますので、はつきりと建設事業という名前に変えてございまして、これにつきましては、この條文に

書かれてありますように、国民経済に適合するように総合的に運営する。国、地方を通じて、財源或いはその他の経済情勢から見て、全体的にこれを考えたほうがよいと思われるような仕事、つまり大規模な仕事、そういうものにつきましては国が経費の全部又は一部を負担するほうがよろしい。こういうふうな考えられる仕事でございまして、現在公共事業費のいわゆる補助金として出ております仕事、この中に入つております。道路、河川、砂防、海岸、港灣等の土木施設等、以下、全部で八項目だけ入つております。それからその次の例外が災害関係であります。これは災害のことでありまして、これは災害に時期的に、変則的に財政需要が起る種類の経費でございまして、これを全額地方団体に持つことは適當でない。やはり国が、これを全額総合して負担するといふのが適當でございまして、そういうのが適當でございまして、国がその一部を負担するといふことを考えた次第でございまして、これは災害救助の事業、それからいゆる災害土木の復旧事業、こういう性質のものでございまして、これは一号から九号まで……。これが、まあその三つが兩者で以て負担し合う経費であります。次に、これはもう全然地方公共団体に経費を負担させない、併し仕事そのものは公共団体の行いますから、その経費も第一次の支弁は、いゆる金をただ出すというだけにおきましては、地方公共団体が出すことになる。併し、それは實質的には地方団体の負担にならないようにする。これは専ら国の利害に關係のある事務、例えば国会議員の選挙

の問題等、八項目でございまして、これにつきましては国が全部を支出する。それから次の、十一條の規定は、これは以上に対します算定方法を書いてあります。つまり経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体が負担すべき割合は、法律又は政令で定めるといふ規定でございまして、元の十一條は、今の十條の四のほうに繰上げたような恰好になつております。新らしくそのような算定割合をいたします。それから十二條は従来の趣旨と変りはございせん。つまり、地方公共団体が全然処理する権限を持つていない、国が直接に行う仕事、これに對しましては、地方公共団体に對して経費を負担させるような措置をしてはいけないう規定がありまして、その後、警察予備隊、海上保安庁というようなものができまして、それを新たに入れたわけでありまして、それから第十四條及び十五條、これはいゆる国庫負担職員、地方の補助職員の中で、国庫が全部又は一部を負担するといふ職員が、まあこれは昭和二十三年でございまして、二十四年でございまして初めてできたわけでありまして、負担区分をはつきりする意味でできたのであります。これは二十五年以降適用を停止しております。この際、これを全部やめたいというわけでございます。十七條は、以上に伴います條文の整理でございまして、それから十七條の二の、新たに入れた規定であります。大体今まで説明申し上げましたのは、この地方団体がそういう事務を行なつて、それに対して国が負担金の形で支出するといふの

でありまして、逆に国が行います場合があります。そういう場合には、地方団体のほうから国に對して負担金を支出するといふ規定を置いてあります。現在の十七條の第二項は、その二項、三項としてそのままにしてあります。それから二十六條に、従来配付税の一部の返還を命ずる、減額するといふようなことがあつたわけでありまして、これが平衡交付金に変わりましたので、「地方財政平衡交付金の額」と改めたわけでありまして、三十四條の規定であります。これは経過規定といたしまして従来から置いておりましたが、先ほど申述べましたような負担区分の外に、当分の間、国が全部又は一部を負担するといふ費用に、新たに学校の震災復旧に要する経費といふのを入れたわけでございます。これは、従来ともそうであつたわけでありまして、脱けておりましたので、この際、條文を整理する意味におきまして、二号として学校の震災復旧に要する経費を入れたわけでございます。それから第三十五條であります。これは條文の整理でございまして、それ以下は、これは全部、以上の説明に伴います條文の整理の規定でございまして、大体以上が内容でございまして、それから続いて地方財政平衡交付金法一部改正法案の改正の内容を参照新旧対照表によりまして御説明申し上げます。先ず第二條の規定であります。五号は後にきます條文の改正の結果整理してございまして、六号の「交付金」

を「普通交付金」に改めておりますが、これは後に申し上げますように、交付金を普通交付金と特別交付金に分けます関係上、普通交付金につきましては総額を算定するといふ……、それから七号の単位費用、この定義をはつきりとしたわけでございます。道府県又は市町村ごとに、標準的條件を備えた地方団体が合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、以下の特定の収入を差引いたものでして各測定単位の単位当りの費用を出して算定するといふことを、従来の規定がわかりにくかつたものでありますから、これをはつきりとしたわけでございます。

次は第三條の五項に、この地方財政平衡交付金に關します根本の原則に第五項を追加したのであります。これは多少重要な規定でございます。『地方団体は、その地方行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならぬ。』まあ、およそ行政につきまして、国及び地方団体が同者責任を持つて、分け合つて行政を行なつて行く以上、地方行政について、全国的に見まして合理的で且つ妥当な水準を維持することに努めるといふことが地方団体の責務だと考えられるのであります。が、殊に法律又はこれに基く政令によりまして、義務づけられております事務について、その規模と内容が、そのようなもので定まつてある場合には、これは必ず維持するように努めてもらいたいといふことを、法律を以ち

まして、はつきりと謳つておる次第であります。

第四條は、後に出ます條文との関係であります。それから第五條も、これは特別交付金ができましたので、その点につきましても資料等につきまして條文に入れた程度であります。

それから第六條、ここで交付金の種類を普通交付金と特別交付金とに分けてあります。特別交付金を一応経過的なものとして、附則のほうで入つておつたのであります。やはり平衡交付金制度を運用して行く上につきましては、今後この特別交付金制度が一部必要であるといふことが認められますので、これを恒久的な制度といたしたいといふ考えであります。で、従いましてこの交付金の総額を算定いたします前に、先ず普通交付金につきまして基準財政需要から基準財政収入を引いた額、それを以て普通交付金の総額と、こうきめるわけでありまして、そうしまして、特別交付金の額はこの普通交付金の額から算出するのであります。これが第三項に書いてありますように、九十二分の八と出ております。これは交付金総額を一応百とみなして、百分の八が特別交付金、九十二が普通交付金と出ましたので、只今申上げましたように、先ず普通交付金の総額を算定する、そしてそれから特別交付金を出さうといふことになりまします。で、妙な数字でございますけれども、九十二分の八といふような書き方になつたわけでありまして、あとは全部條文の整理でございます。

第十條も、交付金を分けましたので、普通交付金と字を変えただけでございます。

それから第十二條、ここに從來、測定單位と、それから測定單位は何を用いるかといふことを書いたものであります。が、單位費用も法定しなければならぬといふことになりましたので、この條文の中に單位費用の額も入れたわけでございます。ここでこの測定單位を或る程度のもつてきておりました。それから單位費用は全部新しくきめたわけでありまして、單位費用につきましては從來規則で定めておりましたものを、ここにはつきりと法定しましたわけでございます。この法定いたしました根拠、どういふやり方できめたかといふことにつきましては、それは後にこの單位費用をきめるためにどうしたかといふことが詳しく出ておりますので、これはちよつと、どれでもよろしいんですが、例えば百五十九頁に消防費がございまして、これはまあ測定單位が人口を用いることになつております。先ず消防のこの行政事務の内容と容といふのを、この一のところ書いてございまして、これがまあ法律によつて消防の事務として与えられておる仕事でございますが、大きく分けまして常備消防の費用と義勇消防の費用、これにつきまして、先ずこのどういふ団体をとるかといふこととあります。が、この百六十二頁の終りのところに、この百六十二頁の終りのところに、出ておりますように、大休人口十萬の都市といふものを選びまして、これを

一応モデルとしてきめたわけでございます。十萬の都市を約三十選びまして、その現実の數値を調べたわけでありまして、それで先ず百六十一頁のところでは標準、大休の行政規模がどういふものであるかといふ点を、庁舎としては消防本部が一つ、消防署が一つ

と出張所が二つ、それから自動車は消防ポンプが大型消防車が一台、大型自動車が一台中型が三台、小型が一人、これに配置されておる職員は五十五人、その内訳はここにあります。これが常備消防で、あとは義勇消防団が十二分回あつて、その団員が四百八十三人、こういうことを大体この十萬の配市が備えておる消防の能力、設備、人員といふ基礎が置かれておるのであります。これが勿論この国家消防のほうで定めておられます理想的な水準と申しますか、それよりは相當下廻つております。現在の財政需要を以てすればこの程度より仕方ないものであります。又現実の整備状況も大体この程度です。その次の三の、経費細目別別職員配置表、これはまあ今の内訳でございます。それから次の、この百六十五頁の「單位費用算定基礎」で、以上のような人員なり施設なりを維持するのにどれだけの金が必要かといふことを出しておるわけでありまして、これは表だけを、この表として出したわけでありまして、これを計算しますまでの間に、例えば緊急の参加、それに伴う手当、旅費、一切のもの、それから施設につきましてはそれを維持するための修繕費からガソリン費とか、そういうものすべて書き加えたのであります。そうして、結局ここに出ておりますように、千三百五十四萬二千九百五十六圓といふものが一般財源で賄われておるといふことになるのであります。これを人口十萬でありまして、この十萬で割りました百三十五圓四十三銭といふものをこの單位費用としてきめたわけでありまして、従いまし

て、これは申すまでもないことでありまして、人口十萬のところからこれだけでありまして、人口が増減するだけじやなく、これに對して補正係數がかかるといふことになるわけでありまして、大休の經費につきまして、まあ以上のようになつて計算してあります。それが測定單位をきめた方法でございます。それから次の、この表のあとに「前項の測定單位の數値の算定方法」については、規則で定める」とあります。が、法律で定めるといふふうに、はつきりとして、これも法律で書きたいといふことを考へておるのであります。が、これは後に申上げますように二十七年、二十八年度は間に合ひませんの、規則でいふ考へであります。それから三項に、このように單位費用を法律できめてしまふと、その後におきまして法律が變るとか、制度が變るとかといふようなことがございまして、どうしてもいかなる場合が出て来ます。そういう場合は国会開會中でございまして、勿論法律の改正案によります。が、閉會中の場合には止むを得ませんので、規則で特例を設けまして、そうしてこれは次の国会におきまして法律改正の措置によつて行つたといふことを謳つてあります。

次の十三條であります。これは補正係數の問題であります。從來五つの補正係數がありまして、一から五号まであつたのであります。が、この中、五項に當るもの、「面積、河川の延長その他測定單位の基礎をなすものの種別」、つまり道路でも、確か国道と県道、市町村道では違つたものを使つておるわけでありまして、例えばそれ

から高等学校でも普通科と外の工業科とか、そういうものにつきましましては変えたものを使つております。それをやはり補正係数として用いることは同様ののでありますけれども、ただ実際のやり方といたしましては、先ずそのようなものを先に補正しておいて、それから、それで補正したものに對しましてあの四つの補正係数を掛けるというやり方になつておりますので、その点を法文の上でもはつきりしたほうがよいと考えますので、十三條の先ず一項に、従来の規定の五号の分を入れまして、第二項に行つて補正したもののついで四つの補正を行つたということをはつきりしたわけでございます。一項のほうはその点を變えたわけでありまして、二項のほうにつきましましては従来とは大體變りがございますが、多少この二号の人口密度というようなことを一本にしておりましたので、これにつきましましてはやはりこれに相當するもの、自動車一台當りの道路の延長、工場事業場一所當りの労働者の数とか、それから納税義務者一人當りの税額というような、ちよつと人口密度と同じような意味の補正というようなものを、はつきりと法律の上に現わしました。それから三號の「測定單位の數値の補正する市町村の規模」、「規模」と言いますのは、少しどういう市町村といたうことを言つておつたのか、少し言葉が当りませんので、「態容」と變更しました。

それから十四條の單位費用の分は、これは全部今申しましたように補正係數を變更しまして、それからなお一部は初めの定義のところに入れましたので、この條文を削つたわけでありま

す。それから十五條の、基準財政収入額の計算方法、これもやはり法律に決めたというので、「規則」をこの法律と直し十四條としたのであります。が、これも先ほどのと同様に、二カ年だけは経過規定を後に設けております。

それから十五條、新らしく「特別交付金の額の算定」というので、特別交付金の算定方法を入れたわけでありまして、これは大體第一には、この基準財政需要額の算定方法によつては、捕捉されなかつた特別の財政需要があるというところ、それからもう一つは、逆に基準財政収入額の算定によつて著しく過大に見積られたような財政収入があるところ、それから第三番目には、この交付金の算定期日後に生じた財政需要、例えば災害の問題とか、こういうこと、この三つのことによりまして、普通交付金の計算が過少に出たという場合に、これを考慮して交付するということでありまして、二項、三項はその手続關係であります。それから十六條の、交付金の交付時期、特別交付金等ができましたので、改めた次第であります。それから十七條の二で、この基準財政収入を計算する場合、市町村の分につきまして国税を用いなければならぬ場合が相當あつたのであります。これにつきまして、府県の吏員が税務署で記録を見せたらうという必要が起るわけでありまして、これをはつきりと法文に現わしまして、その権限のあることを明確にしたわけでありまして、十八條は、全部普通交付金の條文整理、二十條も條文の整理でありまして、二十條の二を新しく入れたので

あります。これは初めの第三條の改正に應ずるわけでありまして、ちよつと読んで見ますと、「關係行政機關は、その所管に關係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つていないため、その地方行政の水準を低下させている」と認める場合においては、当該地方団体に對し、これを備へるべき旨の勧告をすることができ、地方行政につき、地方団体に對して法律又はこれに基づく政令によつて義務づけられた規模と内容とを実施する義務を与えた。その裏としまして、それを怠つていない場合には、その關係行政機關、例えば、土木行政については建設省とか、学校行政については文部省とかいふものから勧告をする。第二項は、それを勧告する場合には、あらかじめ地方財政委員会に通知しておく。第三項は、地方団体が勧告に従わなかつた場合には、当該地方団体に對し、委員會に對し、当該地方団体に交付すべき交付金の額の全部若しくは一部を減額し、又はすでに交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることを請求することができ、四項、五項によりまして、そういう要求がありました場合には、地方財政委員會は、關係地方団体の弁明を聞いた上で、それを実行する、そういう規定を設けて、一つには、この地方行政についての国家的水準を維持するということと或る程度確保する、国の側から確保するという措置を設けたわけでございます。

二十條の三は、この今の措置によりまして、減額したもの、これは特別交付金の中に入れて、更に外の団体に分けるということの規定してござい

ます。以下附則でございしますが、大體経過的のものであります。二項、三項、四項、五項、六項、七項、八項、九項、これはすでに必要ございませんので削除して、それから地方配付税の十項以下は、これはもう條文が繰上つただけでございまして、別に實質に變更していません。新しい附則といたしまして、この先ず一項に公布の日から施行するということを書きました。それから次に單位費用測定單位につきまして、経過的に他のものをとることにして、本則は人口だけで行つたというのであります。当分の間は人口のほかには児童福祉施設の入所者数と、被生活保護者数、これらはいずれも将来人口に統一すべきものであります。けれども、二十五年に特別の補助金のありましたのを併合したというやうなことを、それからなおこの生活保護法の經費につきましては、相當多額でございまして、必ずしも人口と比例してないというところもあるやうでありますので、当分の間この二つのものを入れておく。それから衛生費につきましては、これは二十七年だけ、この原則は人口だけで測定いたしますけれども、保健所を新たに設ける。これは従来保健所に対して補助金が出ておりましたのを、まだ人口と保健所のあることが必ずしも並行してないものでありますので、二十七年だけは別に保健所を付ける。あとの市町村につきましても、やはり社会福祉費と衛生費につきましても同様のことを行なつております。それから第三項の附則であり

ます。これは先ほど申し上げました測定單位の計算方法、基準財政収入の測定方法、それから補正係数の測定方法、こういうことを法律で定めるということになつておりますけれども、二十七年、二十八年は規則で定める。成るべく早くこういうものをすべ

て法律で定めまして、はつきりと平衡交付金の総額の確保なり、配分方法なりを国会の議決をお願いしてきめたいという趣旨でございまして、けれども、何分にもまだそこまで固まつておりませんので、差当りは規則でやりたい、こういう考え方でございまして、以上が大體平衡交付金の細目であります。

○委員長(西郷吉之助君) それでは、次に町村職員恩給組合法案並びに地方公営企業法案について一応の説明を求めます。

○中田吉雄君 委員長、今日は説明だけですか。

○委員長(西郷吉之助君) 今日は説明だけにします。なお一時から最初にお話をいたしました連合委員會がおりますから、今日は十二時頃に終りたいと思ひます。それでは佐久間公務員課長。

○説明員(佐久間君) 町村職員恩給組合法案につきまして逐條的に御説明申し上げます。

第一條は、この法律の目的を規定いたしましたのでございまして、「地方公務員法の精神に則り」というふうな書いてございまして、地方公務員法におきましては、第四十一條におきまして、「職員の福祉及び利益の保護は、適切であり、且つ、公正でなければならぬ」といふ福祉及び利益の保護の根本規程を示しております。更に退職年金

及び退職一時金の制度につきましては、第四十四條におきまして「職員が相当年限忠実に勤務して退職し、又は死亡した場合におけるその者又はその者の遺族に対する退職年金又は退職一時金の制度は、速やかに実施されなければならない。」と公務による負傷若しくは疾病に因り死亡し、若しくは退職した職員又はこれらの者の遺族に対しても、退職年金又は退職一時金の制度が実施されることができると規定いたしてありまして、これらの制度を実施するに当りましては、一つは公務災害補償との間に適当な調整が図られなければならないということ。第二番目には、国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。第三番目には、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。こういうような原則を公務員法が規定いたしておるのであります。で、町村の恩給、つまり退職年金及び退職一時金でございますが、この制度は昭和十八年に当時の内務次官の通牒に基きまして、地方自治法によりまして、一部事務組合といたしまして、各都道府県の区域ごとに町村の恩給事務に関する一部事務組合がございまして、現在に至つておるわけでございまして、その法的基礎が薄弱でありますし、そのほか運営の面におきまして、いろいろ改善を要する点が出て参りましたので、この際この地方公務員法の、先ほど申し上げましたような規定の精神に則りまして、これまで欠陥として指摘をされておりましたような組織上及び運営上の点を改めることにいたしましたわけであります。で、第一條はそういうような趣旨からこの

法律が立案されました目的を規定いたしておるのであります。第二條は町村職員恩給組合の設置の方式についての規定でございます。で、只今申し上げましたように、現在町村職員恩給組合というものがあつたわけでございまして、これは地方自治法の第二百八十四條の規定に基き町村の一部事務組合として設けられてあるものであります。併し現在、従いましてこの町村が協議をして作る、或いは公益上特に必要がある場合には都道府県知事が強制的に作るというふうな規定に従つてできておるわけでございまして、原則として建前といたしましては、町村がその恩給組合に加入をいたしますことも、脱退いたしますことも任意ということになつております。で、この第二條は現在のそういうふうな方式によつて設置されておりますのが、町村職員の福祉の増進を確保いたします上からいたしまして適当でございせんので、この規定によりまして、町村は当然に恩給組合を設立しなければならないというところで、設置強制の建前に改めたのでございまして、併しなから恩給組合の性格そのものは、やはり現在通り地方自治法の規定によりまして、一部事務組合という考え方をいたしておりますので第三條以下にいろいろ規定をいたしてございまして、特別な規定をこの法律でいたしておきますもの以外は、地方自治法の一般規定がそのまま適用になると、こういう関係になつております。あとのほうになります。第九條でその地方自治法との関係を規定しております。「この法律に特別の定めのあるものを除く外、町村職員恩給組合に關しては、地方自治法の規定による。」こ

ういたしてあります。第三條から第八條に至りますまでの規定は、従いまして第二條によりまして、町村恩給組合を町村に設置強制をしていくということ、それから第一條で公務員法の新しい精神に則つておると、この二つの結果、地方自治法の一般規定に対していろいろ特例を必要といたしますことを規定をいたしたのでございまして、第三條でございまして、第三條は町村職員恩給組合の規約についての規定でございます。現在地方自治法の二百八十七條におきましては、一部事務組合の規約で定めるべき事項を規定いたしております。組合の名称、組合を組織する地方公共団体、組合の共同処理する事務、組合の事務所の位置、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法、組合の執行機関の組織及び選任の方法、組合の経費の支弁の方法、こういうものが規約に掲げるべき事項とされておりましたが、この第三條におきましては、「地方自治法二百八十七條第一項各号に掲げるものの外、組合の給付を受ける者の範囲、資格並びに給付の種類及び額、こういうものを町村恩給組合の特長性に鑑みまして、規約事項といたしたのでございまして、それから第二項におきましては、このように各府県単位にできます町村恩給組合がそれぞれ規約で事業の内容等について自主的にきめ得る建前になつておるわけでございまして、先ほど地方公務員法の第四十四條について申し上げましたように、やはりこの退職年金又は退職一時金の制度が、国の制度なり或いは他の地方公共団体の制度なりと権衡を失しないように考慮されなければなら

ないという規定をいたしてあります。第四條はその規約の変更の手続でございますが、これも現在の地方自治法の一般規定によりまして、関係地方公共団体の協議によつて都道府県知事の許可を受けると、こういうことになつておりますが、この恩給組合は、全都道府県下の町村全部が強制的に設置しなければならないというこの恩給組合の特長性に鑑みまして、その手続も組合の議会の議決を経て、都道府県知事の許可を受けなければならないということに、実体に合うように特例を設けたのでございまして、それから第五條でございまして、これは町村恩給組合の給付に要する費用負担の規定でございます。この費用の負担につきましては、従来からいろいろ制度の変遷があつたわけでございまして、当初は国庫と府県と市町村とそれから職員と、この四者で分担をいたしておつたのでございまして、昭和二十五年年度から国庫補助金が廃止をされましたので、従来国庫補助金として出しておりました分を都道府県の補助金に振り替えたのでございまして、従つて現在までは都道府県の補助金と町村の納付金と職員の納付金と、これだけ

で支弁をいたしておつたのでございまして、そうしてその平衡交付金の算定の際には、都道府県が町村に補助をいたします分も都道府県の財政需要として算定をいたしておつたのでございまして、併しなから都道府県が町村に補助金を出すということがなかなか、平衡交付金の算定の基礎では、府県の財政需要に見てはありますものの実際問題といたしましては、都道府県の財政が苦しいものでございまして、なかなか町村のほうに思ひ通りに補助金を出していかないというのが現状であつたのであります。又町村のほうにいたしまして参りますので、特に財政の状況の悪い町村におきましては、定められましたが町村の納付金も出ししむるというふうな傾向も見えて参つておるのでございまして、そこでこの法律におきましては、町村と職員とが負担するということを法律上明確にいたしまして、そしてその町村の負担分につきましては、従来都道府県がその都道府県補助金の分として国の財源措置の際、財政需要に見ておりました分も町村に加えて、今後は町村と職員とが負担をする。そうして町村もこの法律上の義務付けられた費用だということ、そういう觀念をはつきりここでさせよう、こういう趣旨でございまして、それから第六條でございまして、これは現在でもこういう恩給制度につきましては、財源の計算の方法、はじき出す方法といたしまして、二つの方法がとられておるのでございまして、一つは現金支出法と言われるものでございまして、これは現在国の恩給法なり、都道府県や市の恩給條例の際に用いて

講ぜられたいとの請願。

第一三二五号 昭和二十七年三月十日受理
大阪市を特別市に指定する法律等制定の請願(二通)

請願者 大阪市西成区鶴見橋通八ノ四西成区日赤奉仕団内 岡本榮太郎外八十四名

紹介議員 岩本 哲夫君
特別市制は地方自治法に規定され、昭和二十二年地方自治法制定に当り五大市を特別市に指定する法案を次国会に提出することの附帯決議が衆議院においてなされたにもかかわらず、今日にいたるまでいまだその提出をみないのは遺憾であるから、今国会に大阪府を特別市に指定する法律案および、この法律を住民の投票に附する際の住民の範囲は当該市民とするよう、地方自治法の一部を改正せられたいとの請願。

第二三二八号 昭和二十七年三月十日受理
信濃川発電所施設税に関する請願

請願者 新潟県中魚沼郡千手町 長 中村壯吉

紹介議員 小林 孝平君
国鉄経営の信濃川発電所は、二十八箇年の長年月を費して完成した大施設であり、しかも地元村民は、当時の国情において物心両面の大きな犠牲を余儀なくされたが、同発電所の発電する電力は、東京関東方面に残らず送られ、地元は水の害を与えられているばかりであるから、日発等の発電所に対する固定資産税と同様に、信濃川発電所に対する発電所施設税を実施せられたい

との請願。

第一三三八号 昭和二十七年三月十日受理
地方財政法第五條改正に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一 全国料理飲食喫茶業組合連盟会内 野本源治郎

紹介議員 石村 幸作君
地方財政法第五條によれば、地方公共団体の起債は、普通税の税率が標準税率以上である場合に限り規定されているため、全国一律の非現実的な税率に上らねばならず、遊興飲食税の徴納に多大の支障をきたしている。また標準税率を変更した場合は、地方財政法第二十六條によつて、予定税率を挙げてもおかたつ地方財政平衡交付金の減額もしくは返還を命ぜられるため、各府県とも法定標準税率を議決して表面を糊塗している実情であるから、地方財政法第五條第五号を削除せられたいとの請願。

第一三三九号 昭和二十七年三月十日受理
遊興飲食税廃止に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一 全国料理飲食喫茶業組合連盟会内 野本源治郎

紹介議員 石村 幸作君
職業安定法、私的独占禁止法等の公布は、花代に対する遊興飲食税の特別徴収を全く困難とし、また飲食物、宿泊料に対する本税の賦課は幾多の矛盾があり、しかも業者が強硬措置に出る権限がないのでいかに三年以下の懲役、

百万円以下の罰金という酷刑をもつて臨んでも現行税法による本税の特別徴収は至難な実状にあるから、地方税法中遊興飲食税の全面廃止を圖られたいとの請願。

第一三四〇号 昭和二十七年三月十日受理
特別市制反対に関する請願

請願者 東京都港区芝西久保巴町三五五全国町村会内 白鳥義三郎外五名

紹介議員 岡本 愛祐君、竹中 七郎君、石村 幸作君、赤木 正雄君
かねてより五大市においては特別市制の実現を熱望し、運動を続けていたが、現行法のままで特別市に指定すれば、五大市の存する府県の残存区域の町村は地理的の不利不便ばかりでなく、交通状態は分断され、あらゆる行政のちゅう帯に緩を生じ、町村相互の有機的行政を停止せしかつ、財政的にもともに窮乏の度を増し、遂には残存府県の存立すら危うくし、郡市町村ははなはだしい窮地に陥るから、かかる特別市制の実現を極力阻止せられたいとの請願。

第一三三三三号 昭和二十七年三月十日受理
大阪市を特別市に指定する法律制定の請願(二通)

請願者 大阪市大淀区本庄東通二ノ四八大淀区P・T・A連絡協議会内 森憲明外二十二名

紹介議員 岩本 哲夫君
昭和二十二年地方自治法の制定に当り、特別市制度を明文化するとも、に、その際衆議院において「五大市を特別市として指定する法律は次の国会に提出すること」と附帯決議を行つたにもかかわらず、今日に至るまで同指

定法案の国会をみるに至らないのは遺憾にたえないから、今次国会には是非大阪府を特別市にする法律を制定せられたいとの請願。

第一三六二二号 昭和二十七年三月十日受理
特別区の組織および運営に関する請願

請願者 東京都北区議会議長 大垣元

紹介議員 黒川 武雄君
特別区は、同法施行以来幾多の困難を克服して今日に至り、その前途もようやく明るくなりつつあるが、区民の生活に密接な関連を持つ保健、衛生、社会福祉等の事務は全く特別区の権限外にあり、財政権は都の支配に属している等地方公共団体として名実相伴わぬものが多いから、特別区の組織および運営については、(一)区民の日常生活に直結する事務は区民の自治に移譲すること、(二)これに要する財政自主権を与えること等特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三八六号 昭和二十七年三月二十日受理
特別区の組織および運営に関する請願

請願者 東京都台東区議会議長 松尾進

紹介議員 長谷山行毅君
この請願の趣旨は、第一三六二二号と同じである。

第六七四号 昭和二十七年三月十五日受理
特別市制反対に関する陳情

陳情者 大阪府北河内郡四條村 長瀬崎萬次郎外十九名
特別市制の実現は、当該地方の残存市町村に対し深刻な影響を与え、地方自治の基盤に一大脅威を加えるものであるから、特別市制の実現には絶対反対であるとの陳情。

第六七五号 昭和二十七年三月十五日受理
宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情(四通)

陳情者 埼玉県入間郡飯能町長 増島徳外三名
国際観光事業により獲得する外貨は、わが国の経済復興に大きな効果を上げており、国際観光の面にも大きな役割を果している。しかしてわが国の観光事業は、国際国内共に進展を示しているにもかかわらず、高額な宿泊料のため国内観光費用を割高としているから、現行宿泊料に対する遊興飲食税を外国観光客および一般邦人に対しそれぞれ免除または軽減せられたいとの陳情。

第七二五号 昭和二十七年三月十九日受理
宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情

陳情者 岡山県小田郡真鍋島 村長 山本代吉
この陳情の趣旨は、第六七五号と同じである。

第六九一号 昭和二十七年三月十七日受理
地方自治法改正反対に関する陳情

陳情者 広島県議會議長 樽山 柚四郎

地方自治法の改正が伝えられて、が、改正案の骨子は、地方自治の自主、自律性に国の意志を大幅に介入して官僚的中央集権への復帰を企図するものであり、民主政治の逆行であるから、この改正を取り止められたいとの陳情。

第七〇四号 昭和二十七年三月十八日受理

地方自治法第三八條改正に関する陳情。

陳情者 兵庫県庁内兵庫県町村議會議長 坪田清

町村議会の自主性を確立し、その使命達成と運営の円滑化を図るため、市町村議會事務局の設置を認めるよう地方自治法第三八條第二項を改正せられたいとの陳情。

第七二三号 昭和二十七年三月十九日受理

地方自治法改正法案に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 菊池 民一

現在伝えられている地方自治法改正案によれば、議員定数を削減し、議會の定例会開催制度を改正する意図であるとのことであるが、このような改正は地方自治の精神にとり、地方住民の意思機関を輕視するものであるから、この改正案を撤回し、議會閉会中も積極的に活動できるよう地方自治法を改正せられたいとの陳情。

第七二四号 昭和二十七年三月十九日受理

地方自治法中一部改正等に関する陳情

陳情者 大分県南海部郡下入津村議會議長 佐藤孝太

大分県下入津村における村議會議員の定数は、二十二人であるが、本年二月現在で四人の欠員を生じたため、公職選挙法の規定に基づき補欠選挙を行わなければならない。しかるに村民の選挙熱は低調で、村議會としてもできるだけこれを避けたいと思つてゐるから、伝えられてゐる地方自治法の一部改正をすみやかに実施するとともに当該地方公共団体の條例で議員の定数條例を設けてゐる場合は、暫定的に補欠選挙を延期できる旨を規定せられたいとの陳情。

第七三〇号 昭和二十七年三月二十日受理

警視庁の國家警察編入反対に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 菊池 民一

政府は、今国会に警察法の一部改正案を提出し、警視庁を國家警察に改編するよしであるが、いまや首都の自治体警察としての体制が確立されつつあるとき、都民の意志を無視した今回の企圖は、警察法の指針する民主主義精神に逆行し、ひいては警察國家再現の誤解を抱かせるものであるから、警視庁の國警編入に対しては絶対に反対するとの陳情。

第七三七号 昭和二十七年三月二十日受理

平衡交付金増額等に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 菊池 民一

民一外九名

近年地方財政は、税制改革および、各種公共の事務事業実施、社会福祉事務所の開設、給与改善等のため、極度に窮乏し、崩潰に直面してゐる状態であるから、政府は円滑なる地方自治運営のため、平衡交付金の増額および、義務教育費全額国库負担のすみやかな実現を図られたいとの陳情。

三月三十一日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第三号中「参与」の下に「調査員、嘱託員」を加える。

第七條第二項及び第三項を次のように改める。

2 地方自治法第五十五條第二項の市以外の市で人口(官報で公示された最近の國勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ)十五万以上のもの、は、條例で人事委員會又は公平委員會を置くものとする。

3 人口十五万未満の市、町、村、特別区及び地方公共団体の組合は、條例で公平委員會を置くものとする。

第七條に次の一項を加える。

4 公平委員會を置く地方公共団体は、議會の議決を経て定める規約

により、公平委員會を置く他の地方公共団体と共同して公平委員會を置き、又は当該都道府県の人事委員會に委託して第八條第二項に規定する公平委員會の事務を処理させることができる。

第九條第九項を次のように改める。

9 委員は、地方公共団体の議會の議員及び当該地方公共団体の地方公務員(第七條第四項の規定により公平委員會の事務の処理の委託を受けた都道府県の人事委員會の委員については、当該都道府県に公平委員會の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む)の職を兼ねることができない。

第九條第十項を削り、同條第十一項を同條第十項とし、同條第十二項を同條第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第三十條から第三十八條までの規定は、常勤の人事委員會の委員の服務に、第三十條から第三十四條まで、第三十六條及び第三十七條の規定は、非常勤の人事委員會の委員及び公平委員會の委員の服務に準用する。

第十二條第二項中「委員長」を「委員」に改め、同條第五項中「第一項」を「第一項及び第四項」に改め、同條第七項及び第八項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同條第四項を同條第五項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第七條第二項の規定により人事委員會を置く地方公共団体は、第一項の規定にかかわらず、事務局

を置かないで事務局員を置くことができる。

第四十五條に次の三項を加える。

2 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある者は、当該都道府県の人事委員會に対し、人事委員會規則で定めるところにより、審査の請求をすることができ

る。

3 前項の請求があつたときは、人事委員會は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当局に通知しなければならない。

4 第二項の規定による審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

附則 第一項中「一年六月」を「二年」に、「二年」を「二年六月」に改める。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方公務員法第七條第三項の規定により公平委員會を置くものとされた地方公共団体がこの法律施行の際に置いてゐる人事委員會は、この法律施行の日から六月以内に限り、存続させることができる。

3 人事委員會を置く地方公共団体においては、地方公務員法第十五條及び第十七條から第二十二條までの規定が施行されるまでの間に、おいても、人事委員會は、任命権者の委託を受け、職員採用試験を行うことができる。

4 前項の採用試験の実施に關し必要な事項は、地方公務員法第十五條の規定の精神に則り、人事委員會規則で定める。